

議 事 録

第 1 2 回 定 例 総 会

令和3年7月9日

太田市農業委員会第12回定例総会議事録

開会日時 令和3年7月9日(金) 午後2時
 閉会日時 令和3年7月9日(金) 午後2時55分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人)
 1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
 5 木村 克己 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正
 9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齋藤 道明
 13 新井 整 14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子
 17 中島 沙織 18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員
 (0人)

出席職員 (9人)
 塚越局長 大木次長 林次長補佐 高山次長補佐 大澤主任
 川田主任 青木主任 松井主任 大崎主事

会議に付 した事項	議案第1号	農地法関係許可取消願について	(会長)
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	(会長)
	議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見について	(会長)
報告事項	報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について	
	報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について	
	報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について	
	報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について	
	報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第12回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員はございませんので、過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、4番 永井幸二委員 と 5番 木村克巳委員 のお二人
にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の川田主任を指名いたします。
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたらご報告をお願いします。

事 務 局 当議案書において訂正箇所が3か所ございます。
まず1つ目でございますが、議案書12ページ、20番になります。備考欄の米印に議案第2号6番と記載されておりますが、6番を7番へ訂正願います。
続きまして、2つ目でございますが、議案書16ページ、39番になりま

す。転用目的欄に露天駐車場用地と記載されておりますが、工場用地（敷地拡張）へ訂正願います。

続きまして、3つ目でございますが、議案書29ページ、一番下の田の合計面積のところになります。数字が72,929㎡と記載されておりますが、72,929.28㎡に訂正願います。

訂正箇所につきましては、以上でございます。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 菅塩町の土地 2,430㎡について、契約内容の錯誤のため、今回、当該許可を取り消すものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番 委員 会長に代わりまして、ご説明申し上げます。
当該地につきまして現地調査をいたしましたところ、現況はまだ農地のままでありますので、特に問題はなく、取消相当と認められました。
そういうことで地区協議会では意見決定をいたしましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

議 長 ただいま、第3地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員 なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は15件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数15件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 福沢町の土地 田 1,216 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 2番 新田小金井町の土地 畑 330 m²、隣接する農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 3番 脇屋町の土地 畑 51 m²、隣接する農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 4番 台之郷町の土地 田 262 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 5番 龍舞町の土地 田 473 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 6番 新野町の土地 畑 1,250 m²、発電施設下部における耕作を担い、農地を活用したい。
- 7番 新野町の土地 畑 1,250 m²、売電設備事業拡張のため設備投資を行うと共に、農地を活用することにより優良農地を保全したい。
- 8番 鳥山下町の土地 田 4,260 m²、取得する土地は妻が借りて耕作しており、譲渡人の要望があったため譲受けたい。
- 9番 菅塩町の土地 田 2,430 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 10番 成塚町の土地 畑 324 m² 外1筆 計495 m²、営農型太陽光発電設備を設置するため。
- 11番 北金井町の土地 畑 370 m²、譲渡人の要望により農地を譲受けたい。
- 12番 北金井町の土地 田 1,997 m²、譲渡人の要望により農地を借

受けたい。

13番 北金井町の土地 田 1,402 m²、譲渡人の要望により農地を借受けたい。

14番 新田市野倉町の土地 畑 1,854 m²、売電設備事業拡張のため設備投資を行うと共に、農地を活用することにより優良農地を保全したい。

15番 大久保町の土地 畑 2,558 m² 外2筆 計4,206 m²、営農を続けていただきながら太陽光発電を行いたい。

1番から6番、8番・9番、11番から13番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、7番・10番・14番・15番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から3番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、番号2番は第5地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。

8番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は、申請地を取得し、規模を拡大したいとの申請です。現地確認では、農地性に問題はなく、必要な農機具等も所有しており、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

1番について再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

12番委員 続きまして、2番について報告いたします。

今回の申請は、高齢で耕作できなくなった隣地を譲り受けるものであり、譲受人は、同地区の高齢で農業ができなくなった親戚の機械等を使用して農業をやっております。特に問題ないと思われます。

土地の管理につきましては、第5地区の農業委員さんに結果の報告をお願いいたします。

- 7番 委員 この案件につきましては、当地区の協議会で確認調査書に基づき審査、調査したところ、現地は農地のため問題ないものと判断いたしました。許可相当と意見決定した次第でございます。よろしくご承認をお願いいたします。
- 1 2番委員 そのような結果が出まして、問題ないものと判断しまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。続きまして、番号3番ですが、第5条の申請で、住宅地として売り残った狭い土地を、譲受人の畑が隣地なので、譲渡するものです。譲受人は、必要な農機具、施設等を所有しており、現地を確認したところ、周辺農地への影響もなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会及び第5地区協議会より番号1番から3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。続いて、番号4番と5番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3番 委員 番号4について説明いたします。調査結果は、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと意見決定しました。再度審議のほど、よろしくお申し上げます。
- 1番 委員 続きまして、番号5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、今回の申請は経営規模拡大のためであり、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

- 議長 ただいま、第2地区協議会より番号4番と5番について報告がありました
 委員 ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
 議長 なし。
 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 議長 番号4番と5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 議長 (挙手 全員)
 議長 全員賛成でありますので、番号4番と5番を許可とすることに決定
 議長 いたします。
- 議長 続いて、番号6番から13番について、第3地区協議会の調査した意見
 議長 結果を報告願います。
 議長 なお、番号7番と10番の区分地上権の設定については、権利が設定さ
 議長 れる農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、
 議長 かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認めら
 議長 れる場合に限り許可するものとされております。
 議長 なお、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、
 議長 3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することにな
 議長 っておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するも
 議長 のといたします。
- 9番委員 それでは、6番と8番について説明したいと思います。
 9番委員 6番、8番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づ
 9番委員 き調査した結果を報告いたします。
 9番委員 番号6番は、営農型太陽光の下部農地の耕作をするため、借り受ける
 9番委員 ものです。譲受人は必要な農機具等も保有しており、現地を確認した
 9番委員 ところ、周辺農地への支障もなく問題ないものと判断しました。農地
 9番委員 法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と決定いたしました。
 9番委員 なお、番号8番については、譲受人の妻が借りている農地を取得する
 9番委員 ものです。譲受人は必要な農機具等も所有しており、現地を確認した
 9番委員 ところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号に該当し
 9番委員 ないため、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。
 9番委員 再度審議のほど、よろしくお願ひします。
- 2番委員 続きまして、会長の管轄と私の管轄を併せまして、番号9番と11番、
 2番委員 12番、13番について、協議会の結果を申し上げます。
 2番委員 9番については、先ほど議案第1号で取り消した農地を贈与という形
 2番委員 で再度取得するものです。

次に、番号11番は取得でございまして、12番と13番は借り受けるものです。いずれも譲受人が同一の人でありまして、必要な農機具を所有しており、現地を確認したところ周辺農地への支障はなく、農地法第3条第2項各号にも該当しないため、問題ないと判断いたしております。

再度ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 　　ただいま、第3地区協議会より番号6番と8番、9番と11番から13番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 　　なし。

議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号6番と8番、9番と11番から13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手 全員）

議 長 　　全員賛成でありますので、番号6番と8番、9番と11番から13番を許可とすることに決定いたします。

議 長 　　続いて、番号14番、番号15番の区分地上権の設定については、5条許可の際に併せて審議するものといたします。

議 長 　　続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は4件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 　　提出件数4件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田中江田町の土地 1,540 m² 外1筆 計 4,611 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

2番 新田中江田町の土地 5,481 m²、農地区分 農用地、農用地区域

内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

3番 新田大町の土地 1,463 m² 外1筆 計2,664 m²、農地区分 農用地、農用地区域内農地は、原則転用不許可となりますが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設を建設する場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。

堆肥舎用地として転用するものです。

4番 新田嘉祢町の土地 160 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番から4番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

19番委員 番号1番と2番について、当地区協議会にてチェックリストに基づき調査した結果は、いずれも農地改良を目的とした申請であり、現地確認をしたところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。

5番委員 続きまして、番号3番と4番について報告いたします。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号1番から4番について報告があり
委員 ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番から4番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は2件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 大原町の土地 236㎡について、一般住宅用地として許可を得ましたが、計画を実行できないまま相続が生じ、相続人も計画を実行できないため、権利を承継するものです。
2番 大原町の土地 380㎡について、貸家住宅用地として許可を得ましたが、計画を実行できないまま国外に転勤となってしまい、計画を実行できないため、権利を承継するものです。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番と2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1 3番委員 それでは、議案第4号、1番は議案第5号38番に関連しています。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、やむを得ず計画変更、転用する人が亡くなったということで、相続人も計画を実行することができない、承継者に売買というふうなことになろうかと思えます。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。
- 1 1番委員 では、続きまして、2番をご報告させていただきます。
2番についてですが、当地区協議会で許可基準に基づき調査した結果は、許可後、外国へ転勤となり、計画を実行できなかったため、継承し、使用貸借するものです。議案第5号40番と関連するものです。

現地を確認したところ、農地のため特に問題なく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番と2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番と2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を承認とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は43件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数43件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 266㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 高林南町の土地 253㎡ 外1筆 計372㎡、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

3番 高林南町の土地 268㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 古戸町の土地 462㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として

転用するものです。

5番 由良町の土地 140 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

6番 別所町の土地 244 m²の内11 m² 外1筆 計511 m²の内62 m²、農地区分 第二種、工事用地として一時転用するものです。

7番 脇屋町の土地 97 m² 外3筆 計484.53 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 脇屋町の土地 593 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 台之郷町の土地 152 m² 外1筆 計198 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 上小林町の土地 74 m² 外1筆 計391 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 上小林町の土地 414 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 龍舞町の土地 465 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 龍舞町の土地 187 m² 外2筆 計409.56 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 東金井町の土地 448 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

15番 東金井町の土地 396 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

16番 東金井町の土地 1,144 m² 外11筆 計6,729 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天車両置場用地として転用するものです。

17番 丸山町の土地 919 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

18番 只上町の土地 280 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的にはインターチェンジから300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。一般住宅用地として転用するものです。

19番 只上町の土地 324 m² 外1筆 計553 m²、農地区分 第三種、

露天資材置場用地として転用するものです。

20 番 新野町の土地 1,250 m²の内 10.65 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

21 番 鳥山上町の土地 571 m² 外2筆 計573.49 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

22 番 成塚町の土地 324 m²の内 0.1688 m² 外1筆 計495 m²の内 0.1884 m²、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

23 番 西長岡町の土地 1,238 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

24 番 西長岡町の土地 1,550 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

25 番 菅塩町の土地 435 m² 外1筆 計452 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

26 番 新田赤堀町の土地 975 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

27 番 新田市野井町の土地 282 m² 外1筆 計384 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

28 番 新田市野井町の土地 250 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

29 番 新田市野倉町の土地 1,854 m²の内 10.27 m²、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時

的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

30番 新田市野倉町の土地 8,418 m² 外3筆 計10,447 m²、農地区区分 農用地及び第一種、農用地区域内農地及び第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「農業用施設に供するもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

牛舎用地として転用するものです。

31番 新田大根町の土地 500 m²、農地区区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

32番 新田上田中町の土地 402 m²、農地区区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

33番 新田権右衛門町の土地 649 m²の内284 m²、農地区区分 農用地、農用地区域内農地は、原則転用不許可となりますが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設を建設する場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。

農作業所兼農業用物置用地として転用するものです。

34番 新田上中町の土地 1,492 m²の内746 m²、農地区区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場兼露天資材置場用地として転用するものです。

35番 新田溜池町の土地 250 m²、農地区区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

36番 大原町の土地 205 m² 外1筆 計226 m²、農地区区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

37番 大原町の土地 499 m²、農地区区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」

については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

38番 大原町の土地 236 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

39番 大原町の土地 412 m² 外6筆 計1,974.14 m²、農地区分 第二種、工場用地として敷地拡張するものです。

40番 大原町の土地 380 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

41番 大原町の土地 225 m² 外3筆 計522.76 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

建売分譲住宅用地として転用するものです。

42番 六千石町の土地 36 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として敷地拡張するものです。

43番 大久保町の土地 2,558 m²の内5.65 m² 外2筆 計4,206 m²の内6.093 m²、農地区分 農用地、農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から8番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

8番委員

番号1番から8番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番を私から報告いたします。

番号1番の申請人は借家に住んでおり、実家に近い申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。

現地を確認したところ、申請地の周囲に農地及び宅地がありますが、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしま

- した。
- 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
- 1 7 番委員 番号2番から4番について、私からご報告させていただきます。
番号2番は露天駐車場用地として、3番、4番は一般住宅用地としての申請です。
当地区協議会にてチェックリストに基づき調査した結果、周辺農地に影響はなく、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、お願いいたします。以上です。
- 1 2 番委員 番号5番から8番について、結果を報告いたします。
番号5番ですけれども、譲受人は看板業を営んでおり、資材置場が不足しているため、申請地を購入するものです。
番号6番の譲受人は、●●●●で鉄塔の建て替え工事のための工事用地として、1年2か月の一時転用をすることです。
番号7番、8番の譲受人は、いずれも脇屋町内の申請地を購入して自己の住宅を建築するものです。
いずれも現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から8番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番から8番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号9番から19番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3 番 委員 9番、10番、11番についてご説明申し上げます。
9番の譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということでございます。
番号10番も同9番と同じ条件でございます。
なお、11番も9番と同じ条件でございます。

以上、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。
再度、審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

1 番 委員

番号 12 番、13 番について報告したいと思います。

12 番については、申請地を祖父より借り受け、自己の住宅を建築する
ものです。

13 番については、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのこと
です。

12 番、13 番とも現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題
ないので、許可相当と意見決定いたしました。

1 4 番委員

続きまして、14 番から 16 番を報告します。

14 番は、太陽光発電を設置するものです。現場を確認したところ、耕
作放棄地と山林を兼ねているような傾斜地、そんなに強い傾斜地では
ないんですけれども、傾斜地なので、農地が周りにないので影響はな
いと思います。

続きまして、15 番は、お寺の境内の所有者の人がお寺さんに土地を寄
附するという案件です。現地を調査したところ、山林だと思って土留
め工事を行われていました。始末書を添えて申請をするものです。

現地を調査したところ、ほとんど山林という感じで、ここが何で農地
なんだろうというようなところだったものですから、許可相当と意見
決定しました。

続きまして、16 番、運送屋さんが陸送の車を置くための駐車場を造る
という名目で取得申請が出ています。

現地調査をしたところ、何年も前から休泊堀沿いの耕作放棄地で、何
とかしないとしようがないなという土地だったものですから、売買で
きてよかったと思っています。周りが休泊堀と住宅しかなくて、農地
が周りにないものですから、農地に影響はないので、許可相当と意見
決定しました。以上です。

6 番 委員

17 番をご説明します。

これはお寺に対する露天駐車場への転用です。

現地を確認しましたところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、
許可相当と思います。

それと、このお寺はかつて駐車場について転用許可を受けたところが
1 か所ございまして、それについても許可どおりに、ほぼ駐車場にな
っておりましてので、ご報告します。再度審議をお願いします。以上で
す。

4 番 委員

18、19 番を説明させていただきます。

18番ですけれども、この目的は住宅用地で申請してありまして、前回の6月9日の第11回の定例総会で、ここの隣接している、これは分筆している農地なんですけれども、一応連結する農地で、地区協議会で協議した結果、営農条件等に支障はないということで意見決定しましたので、審議のほどお願いしたいと思います。

19番は、違反転用の農地でありまして、一応、事務局のほうから連絡がありまして、この地権者の譲渡人のところへ行って指導をしてきましたら、早速、申し訳ないことをしましたということで、今回、5条関係で転用の申請が出てきた次第です。これは第三種農地でございまして、周辺の営農条件には支障はないということで、地区協議会において意見決定しましたので、再度ご審議のほどお願いします。ただ、これが審議して承認された場合、南北に市道が入っておりまして、解体部品を置くということなので、やっぱり指導も併せて、私も一応注意しますけれども、事務局のほうもその辺を踏まえて、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号9番から19番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号9番から19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号9番から19番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号20番から25番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号20番につきましては、議案第2号番号7番の農地法第3条の区分地上権について、番号22番につきましては、議案第2号10番の農地法第3条の区分地上権について、併せて報告願います。

9番委員 それでは、番号20番、21番について報告いたします。

番号20番は、営農型太陽光発電所用地としての一時転用です。下の部分に農地の営農は、ブルーベリーを作付したいということであります。また、議案第2号7番の区分地上権の設定については、今回の営農型太陽光発電設備が許可されたときに伴う設定のため、併せて許可相当

と意見決定いたしました。

また、21番については、一般住宅用地としての転用です。現地を調査したところ、別段、農地に支障はないと思います。

再度審議のほど、よろしくをお願いします。

2番 委員

番号22番から25番について、私の管轄と会長の管轄部分をご説明申し上げます。

地区協議会にて調査した結果を申し上げますと、番号22番は、先ほどもありましたように、営農型の太陽光発電施設用地でございまして、一時転用の更新です。

現地を見たところ、下部農地の営農報告書等も提出されておりますが、現地のほうはミョウガが作付されておまして、今後も営農は適切に継続できるものと認められました。許可相当と意見決定をいたしました。

また、議案第2号10番の区分地上権の設定については、今回の営農型太陽光発電設備が許可されると同時に伴うものでございますので、併せて許可相当と意見決定をしております。

残りの23番から25番については、現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障も全然ないので、問題なく、許可相当と意見決定をいたしましたので、再度のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議 長

ただいま、第3地区協議会より番号20番から25番及び議案第2号番号7番、10番の農地法第3条の区分地上権について報告がありました。が、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号20番から25番及び議案第2号番号7番、10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号20番から25番及び議案第2号番号7番、10番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号26番から35番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号29番につきましては、議案第2号14番の農地法第3条の区分地上権について、併せて報告願います。

19番委員

それでは、26番についてお答えします。

当地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果は、太陽光発電

を目的とした申請であり、現地確認をしたところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

7番 委員

番号27から30を説明していきます。

27番と28番につきましては、一般の住宅用地としての転用ということでありますので、許可相当でいいのではないかと思います。そのように決定いたしました。

29番については、営農型太陽光発電所用地としての一時転用であります。下の農地の営農は、ブルーベリーを作付予定というふうに聞いています。

それから、番号30番につきましては、牛舎用地ということで、この両隣とも既に同じ牧場が全部取得してやっておりますので、問題ないと判断いたしました。

それから、一番最初にありましたように、議案第2号の14番については、29番の営農型太陽光発電と一体というふうなことになっておりますので、この地上権は、許可というふうなことは、転用されたときに、それに伴う設定というふうなことでありますので、ご協議、ご承認をお願いしたいと思います。以上です。

5番 委員

続きまして、番号31番から35番について説明します。

番号31番から35番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、第5地区協議会より番号26番から35番及び議案第2号番号14番の農地法第3条の区分地上権について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号26番から35番及び議案第2号番号14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号26番から35番及び議案第2号番号14番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号36番から43番について、第6地区協議会の調査した意

見結果を報告願うわけですが、番号 43 番につきましては、議案第 2 号 15 番の農地法第 3 条の区分地上権について、併せて報告願います。

1 3 番委員

それでは、議案第 5 号 36 番から 38 番を報告させていただきます。
36 番については、譲受人は借家に住んでおり、申請地を購入し、自己の住宅を建築するものです。
37 番については、譲受人は実家に住んでおり、都合により申請地を取得、使用貸借し、自己住宅を建築するものです。
議案の第 38 番、譲受人は借家に住んでおり、申請地を購入し、自己の住宅を建築するものです。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。以上です。

1 1 番委員

それでは、39 番から 43 番までご説明申し上げます。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
39 番は、隣接する会社の工業用地の拡張ということですが。
40 番については、議案第 4 号 2 番と関連で、住宅を建築するものです。
また、41 番は、建売分譲住宅 3 棟を建築するものです。
42 番は、合併処理浄化槽が隣地にはみ出していたため、これを是正するものです。
続きまして、43 番ですが、議案第 2 号 15 番と関連の営農型太陽光発電を設置するものです。既に営農型太陽光発電が何か所かありまして、現在、ハウレンソウ、ミョウガ等が栽培されています。さらに、シュンギクの栽培をするとの報告が来ております。
39 番から 43 番まで現地を確認したところ、農地のため特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
また、番号 43 番に関連する営農型太陽光の設置に伴う区分地上権設定の議案第 2 号 15 番についても許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

委 員
議 長

ただいま、第 6 地区協議会より番号 36 番から 43 番及び議案第 2 号番号 15 番の農地法第 3 条の区分地上権について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 36 番から 43 番及び議案第 2 号番号 15 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号 36 番から 43 番及び議案第 2 号番号 15 番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議長 続いて、議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画 (案) が会長宛てに提出されたので、決定を求めます。

市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いいたします。

農業政策課 よろしく申し上げます。お手元の資料、農用地利用配分計画 (案) に基づき提案させていただきます。

通常、5 月期と 10 月期に農用地利用集積計画 (案) と同じタイミングで農用地利用配分計画 (案) に関しましても提案させていただいているところですが、本件につきましては、公益財団法人群馬県農業公社を通して貸借を行っていた農地について、借り手と農業公社との契約が解約となり、貸し手と農業公社との契約だけが続いていたところで、新たな借り手が見つかり、そのマッチングを行ったものをまとめたものになります。このような農業公社が借り受けている農地において、新たな借り手が見つかった場合には、今回のような随時の計画として提案させていただくこととなります。

この配分計画 (案) に関しましても、農業公社から依頼を受け、市で案の作成を行います。その際、5 月期、10 月期の配分計画 (案) と同様に農業委員会の意見を聴くものとされていることから、今回、農業委員の皆様にご意見をお伺いするものです。

皆様には、今回の配分計画 (案) に基づき、農業公社が担い手農家へ農地を貸付けた場合に、1、貸付け後において周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか、2、全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事される見込みがあるか、

3、借受け希望者への農地貸付けは適当と認められるかについてお問い合わせいたします。

件数は4筆3,932㎡となっております。以上が提案の説明となります。ご審議のほどよろしくお問い合わせいたします。

議長 ただいま、担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。

7番委員 この農地中間管理機構は、できたときから私はちょっと疑問を感じていたんですけれども、本気で農地中間管理機構が借受けしたり、あっせんしたりできる、そういうノウハウを持っているかどうかというのがまず疑問点なんです。県全体でも10人前後のあのくらいの人数でできるわけがないと思うんです。これでいったって何か立ち上げただけで、その中に天下りみたいな人がいて、事務局なんか何人もいないです。知っているけれども、果たしてこれにしても、今だって農地中間管理機構が実際に借り手というんですか、動きなんか目にしたことがないんですけれども、多分、真剣にこちらで回答して出しても、群馬県全体で10人かそこらで、この管理機構はやる気になれば仕事がうんとあると思うんです。だけれども、本気なのかね。太田市の農業政策課はどう思っているの。

事務局 本来といたしましては、農地中間管理機構というのは人・農地プランというところに組み込まれるものでして、ある地域で話し合いをして、担い手の農家さんに農地を集約していく、そのための手法として農地中間管理機構というのが活用されればいいなというところなんですけれども、今のところ人・農地プランというのがあまり進んでいないところとして、そういうところで、今後、人・農地プランが進んでいって、活用が進んでいけばいいのかなと思うんですけれども、今のところだと、まだまだ進んでいないというのも現状としてあります。

7番委員 これができてから10年ぐらいたっているでしょう。そういういい結果報告があるんですか。多分ないと思うよ。

4番委員 今、7番委員から農地中間管理機構の話が出ましたけれども、この流れというのは、中間管理機構の窓口というのは農業政策課なんです。農業委員会の窓口は、利用権、貸し借りの設定なんですよ。どちらがいいかという、私は農業委員をやっているんですけれども、実際の話、農業委員会のほうでやっている利用権の設定のほうの方がうんと楽なんです。

それで今、7番委員からこの実績はどうなんだという話が出ましたけれども、私の後輩は今、東部に推進委員というので配置してあるんですよ。東部と中部と西部にいるんです。これは当時の安倍政権の目玉商品なんです。農地の利用権を設定しないので、その推進委員がこういう場所に来て説明をするというのはほとんどないんです。市町村を回って、それで情報を収集しますね。それをまとめて農業会議、公社のほうに連絡するんです。それをまとめて国へ報告する、そういう形になっているんです。

だから、本当に真面目にやるんだっつらば、真面目にここに来てということになれば、それが言えればこういう場所へ来てくれると思いますよ。だから、その辺はよほど通にしていないと情報は入ってきませんよ。それなりに部署部署でやっているの、あまり中間管理機構のやつをどうのこうの言うとは後輩に申し訳ないので、私が一応意見としてお伝えしておきます。

10番委員 趣旨は分かりましたので、そのまま伝えて、今後、農業委員会として言うべきことを言ってお話したいと思っています。そういうことで、今日は了解してください。

議長 ただいま、担当より提案がございました。7番委員からの意見がございまして、また、皆さんで後でいろいろ検討していければと思います。ご意見、ご質問等もないようですので、農用地利用配分計画(案)に対する意見について、1.「貸付け後において、周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか」については、「ない」とし、2.「全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みがあるか」については、「ある」とし、3.「借受希望者への農地貸付は適当と認められるか」については、「適当と認める」として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出いたします。

議長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した6月分の許可証の取扱いにかかわる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

議 長 続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、6件提出されております。
内訳につきましては、記載のとおりです。
続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、38件提出されております。
内訳につきましては、記載のとおりです。
続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は23件となっております。
内容につきましては、記載のとおりです。
続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は17件となっております。
内容につきましては記載のとおりです。
以上、報告させていただきます。

議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 ご質問等もないようですので、以上で第12回定例総会を終了します。
長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和3年7月9日（金） 午後2時55分